

水運用管理システムほか設備更新
・維持管理事業

事業者選定過程及び審査講評

令和 7 年 12 月 1 日
堺市 PFI 事業検討委員会

1	事業の概要	1
1.1	事業名称	1
1.2	公共施設等の管理者名称	1
1.3	事業目的	1
1.4	事業内容	1
1.4.1	事業の概要	1
1.4.2	設計・建設業務	1
1.4.3	維持管理業務	2
1.5	事業方式	2
1.6	事業期間	3
1.6.1	設計・建設期間	3
1.6.2	運転管理・巡回点検	3
1.6.3	更新・新設対象設備の保守点検等	3
1.6.4	更新・新設対象外設備の保守点検等	3
2	審査の方法	4
2.1	最優秀提案者の選定方法	4
2.2	検討委員会の設置	4
2.3	審査のフロー	5
2.4	総合評価	6
2.4.1	加点項目審査	6
2.4.2	入札価格の得点化	8
2.4.3	総合評価	8
3	審査の経緯及び検討委員会の開催	9
3.1	審査の経緯	9
3.2	堺市PFI事業検討委員会の開催	9
4	審査結果	10
4.1	入札参加資格審査	10
4.2	提案審査	10
4.2.1	入札及び提案審査書類	10
4.2.2	入札価格	10
4.2.3	基礎審査	10
4.2.4	加点項目審査	11
4.2.5	価格点	12
4.2.6	総合評価点	12
4.3	最優秀提案者の選定	13
4.3.1	最優秀提案者	13
4.3.2	選定委員会の講評	13
4.4	総評	15

1 事業の概要

1.1 事業名称

水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業

1.2 公共施設等の管理者名称

堺市長 永藤 英機

1.3 事業目的

市では、市内配水場等施設を水運用管理システムで一元管理している。水運用管理システムは令和9年度に目標耐用年数を迎える、また新分岐からの受水に伴うシステム改修が必要であるため、水運用管理システムの更新、またこの更新に伴う関連設備の更新を一体的に実施する。

水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）を用いて水運用管理システム等の設備整備並びに保守点検及び運転管理等の維持管理業務を民間事業者（以下「事業者」という。）が一貫して実施することで、設計段階から整備及び維持管理までの全体期間を見据えた事業計画に基づき、事業者の創意工夫やノウハウの発揮、最新のICT技術の導入による業務品質向上や危機管理対応の迅速化、ライフサイクルコストの低減を図る。

1.4 事業内容

1.4.1 事業の概要

事業者が行う主な設計・建設及び維持管理業務は以下のとおりである。また、主な対象設備は表1のとおりである。

1.4.2 設計・建設業務

- ①配水管理センター（水運用管理システム）整備
- ②配水管理センター（受変電設備）整備
- ③菅生配水池（配水場化）整備
- ④菅生配水池（配水能力増強）整備
- ⑤浅香山配水場整備
- ⑥桃山台配水場整備
- ⑦岩室配水場整備
- ⑧岩室高地配水場整備
- ⑨陶器配水場整備
- ⑩東山制御所整備
- ⑪水質モニター整備

表1 更新・新設対象設備

対象施設	対象設備
配水管理センター	更新：水運用管理システム（監視対象施設含む） 更新：受変電設備
菅生配水池	（配水場化整備） 新設：受水制御弁、流量計、圧力計 新設：次亜塩素注入設備 新設：水質モニター （配水能力増強整備） 更新：中区加圧系配水ポンプ 更新：高区加圧系配水ポンプ 更新：中区圧力タンク 更新：高区圧力タンク 更新：自家発電設備
浅香山配水場	新設：自家発電設備 更新：受変電設備 更新：揚水ポンプ設備
桃山台配水場	新設：自家発電設備 更新：受変電設備
岩室配水場	新設：自家発電設備 更新：受変電設備 更新：送水ポンプ設備 更新：無停電電源装置
岩室高地配水場	新設：流入弁制御装置（高池）
陶器配水場	更新：自家発電設備
東山制御所	更新：電動減圧弁、流量計、圧力計
水質モニター	更新：水質モニター（大仙中町、槇塚台、さつき野東、北余部西、百舌鳥梅北町、少林寺町、宿屋町）、分歧モニター（浅香山配水場、岩室配水場、桃山台配水場）

※更新・新設対象設備の運用に必要となる配線・配管（埋設含む）は本事業の対象とする。

1.4.3 維持管理業務

- ①運転管理業務
- ②配水施設巡視点検業務
- ③保守点検業務（更新・新設対象設備）
- ④保守点検業務（更新・新設対象外設備）
- ⑤自家用電気工作物保安管理業務
- ⑥引継ぎ業務

1.5 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき市が所有する土地に事業者自らが水運用管理システム等を整備、各設備完成後は市に所有権を移転した上で、事業者が保守点検、運転管理及び巡視点検等の維持管理を行う BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

1.6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 26 年 3 月 31 日までとする。

1.6.1 設計・建設期間

更新・新設対象設備の設計・建設業務の期間については技術提案によるものとするが、以下に示す設備の整備時期の年度末までに対象設備を引渡し、実運用が可能な状態とすること。

①配水管理センター

水運用管理システム	令和 10 年度（監視対象施設含む）
受変電設備	令和 13 年度

②菅生配水池

配水場化整備	令和 10 年度
配水能力増強整備	令和 11 年度
③浅香山配水場	令和 11 年度
④桃山台配水場	令和 11 年度
⑤岩室配水場	令和 12 年度
⑥岩室高地配水場	令和 12 年度
⑦陶器配水場	令和 13 年度
⑧東山制御所	令和 13 年度
⑨水質モニター	令和 12 年度

1.6.2 運転管理・巡視点検

令和 9 年度から令和 25 年度

1.6.3 更新・新設対象設備の保守点検等

水運用管理システムは令和 11 年度から令和 25 年度

その他対象設備は引渡しから令和 25 年度

1.6.4 更新・新設対象外設備の保守点検等

令和 9 年度から令和 25 年度

2 審査の方法

2.1 最優秀提案者の選定方法

本事業では、設備整備並びに保守点検、運転管理、巡回点検等の維持管理の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理における事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に基づき、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」を採用した。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定（平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

2.2 検討委員会の設置

PFI 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第 5 条第 1 項に規定する実施方針の策定、同法第 7 条に規定する特定事業及び同法第 8 条第 1 項の規定による事業者の選定についての審議及び審査を行うため、「堺市 PFI 事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置した。

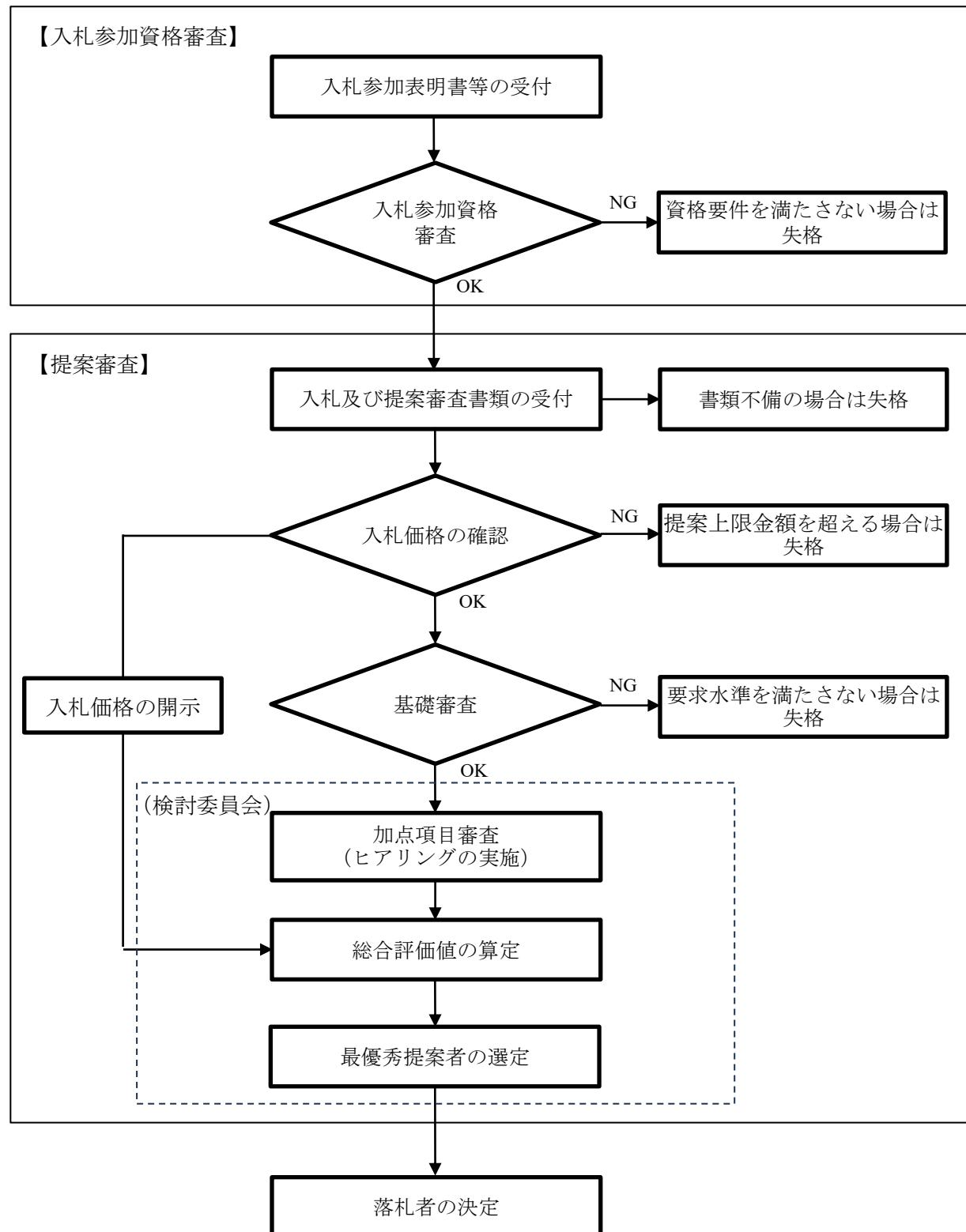
検討委員会は、以下の委員で構成され、検討委員会における審査は非公開とした。

役職	氏名	職業名
委員長	北詰 恵一	大学教授
委員	宮本 貴朗	大学教授
委員	山野 一弥※	日本水道協会 大阪支所長
委員	尾原 正史※	日本水道協会 大阪支所長
委員	平松 亜矢子	弁護士
委員	石田 佐江	公認会計士

※山野委員は第 1 回～第 3 回、尾原委員は第 4 回～第 5 回

2.3 審査のフロー

審査のフローは次のとおりとした。審査手順及び方法は「落札者決定基準（P3）」のとおりである。



2.4 総合評価

2.4.1 加点項目審査

1) 評価基準

加点項目審査の評価基準は「落札者決定基準（P4）」のとおりである。

審査項目			評価ポイント	配点
事業計画	①基本方針	事業の基本的な思想	・本事業の目的、公民連携の趣旨を的確に捉えた提案となっているか。	5
	②実施体制	役割分担	・本事業の課題・目的等が理解されており、各業務を確實かつ効率的に実施できる体制の提案となっているか。 ・財務経営の健全性が確保されているか。	10
	③リスク管理	リスク管理計画	・リスク管理の体制や仕組み、その対応策について、具体的な提案となっているか。	5
	④地域経済	地元貢献	・市内業者への下請発注等の地域経済の促進について、具体的な提案となっているか。 ・地域雇用の促進について、具体的な提案となっているか。	10
	⑤モニタリング	モニタリング体制	・業務毎のセルフモニタリングの考え方、モニタリング方法について、具体的な提案となっているか。 ・モニタリング結果を踏まえて、業務改善に繋げる提案となっているか。	10
	⑥技術承継	技術継承やノウハウ共有	・事業者の従業員への技術継承について、具体的な提案となっているか。 ・市職員へのノウハウ共有について、具体的な提案となっているか。	10
設計業務	①設備設計の基本方針	設計計画、設計体制	・設計スケジュールは妥当性があり、高い設計品質管理に繋がる設計体制の提案となっているか。 ・要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である管理技術者が配置された提案となっているか。	10
			・冗長化、フェイルセーフ等により機器故障時も安定給水に影響がないよう、十分に配慮された提案となっているか。	10
		拡張性、汎用性等の確保	・将来の施設改修や改築等への対応が容易となるよう配慮された提案となっているか。	10
			・新開発の技術や堺市に未導入の技術等の新技術の導入により、より効率的かつ安定した水運用管理が実現できる提案となっているか。	10
	②水運用管理システム	監視制御設備	・監視制御装置の設置場所は維持管理体制の提案も踏まえて合理的な提案となっているか。 ・水運用状況を迅速に把握するために活用するクラウド監視は構成や操作性について有用な提案となっているか。 ・水道標準プラットフォームとの将来連携を実施する場合の必要な対応やLCD監視制御装置を移設する際に水運用管理システムの改修費が最小限となるよう考慮した提案となっているか。	30
			・機器、回線の冗長化、採用する通信回線（メニューの廃止予定がなく長期運用可能か、廃止の場合の移行対応等の考慮を含む）により安定給水に影響なく、運転を継続できる提案となっているか。 ・維持管理業務との連携により、迅速な異常時対応に繋がるよう、異常時ガイダンス機能等を活用した提案となっているか。 ・災害・事故リスクやサイバーセキュリティを考慮した提案となっているか。	30
			・設備情報、故障・点検履歴等の各種機能や操作性、保存容量等について、有用な提案となっているか。 ・携帯情報端末での点検情報等の入力機能や操作性について、有用な提案となっているか。 ・アセットマネジメントシステムを支援する機能について、有用な提案となっているか。	10
		設備台帳システム	・受変電、自家発電設備等は安全性の高い構造となっているか。 ・その他、本市水道事業に有益となる提案があるか。	10
	③その他設備	設備全般		

審査項目			評価ポイント	配点
設計業務	①工事全般	施工計画、施工体制	<ul style="list-style-type: none"> 品質確保や安全管理に配慮した施工計画、施工体制の提案となっているか。 要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である監理技術者が配置された提案となっているか。 	10
		切替計画	<ul style="list-style-type: none"> 施工方法、試験方法、新旧設備切替方法について、水運用に配慮された提案となっているか。 新旧設備併用や仮設等の安定給水に影響がないような具体的な提案となっているか。 	20
		各種調整	<ul style="list-style-type: none"> 各更新設備間の取り合い、関連工事とのスケジュール調整に関して有用な提案となっているか。特に水運用管理システムと同時期に引渡し予定の菅生配水場化整備との施工調整に配慮された提案となっているか。 	10
		環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 騒音、粉塵等、周辺の生活環境や施設内での水運用に影響がないよう、配慮された提案となっているか。 	10
維持管理業務	①維持管理業務全般	維持管理業務体制	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務の各業務の分担が明確で、緊急時対応などが迅速に行える体制の提案となっているか。 要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である業務責任者が配置された提案となっているか。 市や維持管理業務従事者と常に連絡が取れる体制か。 	15
		維持管理方針	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務において、水道水への安定供給へのリスクを抑えるための基本方針が示された提案となっているか。 	5
	②運転管理業務	運転管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制(平常時、緊急時)が具体的に示された提案となっているか。 要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である運転責任者が配置された提案となっているか。 業務責任者の代理を行う際の考え方が示された提案となっているか。 緊急時(機器故障、漏水の懸念等)の市への連絡体制が具体的に示された提案となっているか。 	25
		運転管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 監視・運転操作、初期対応業務等に伴う対応業務について、更新後のシステムとの連携を考慮した提案となっているか。 	10
	③巡視点検業務	巡視点検体制	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制、市や業務責任者への連絡体制が具体的に示された提案となっているか。 要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である巡視責任者が配置された提案となっているか。 	10
		巡視点検計画	<ul style="list-style-type: none"> 巡視点検実績を踏まえた巡視点検計画の提案となっているか。 	5
	④保守点検業務（更新・新設対象設備）	保守点検方針	<ul style="list-style-type: none"> 性能を維持するための保守点検、部品交換等に関する基本方針が示された提案となっているか。 突発故障への対応方法として、速やかに復旧できるような体制や手法が示された提案となっているか。 	25
	⑤保守点検業務（更新・新設対象外設備）	保守点検方針	<ul style="list-style-type: none"> 機能維持のための保守点検に関する基本方針が示された提案となっているか。 	10
		保守点検計画	<ul style="list-style-type: none"> 水運用管理システムとの連携により、保守点検業務の品質向上や効率化の考え方について示された提案となっているか。 	5
	⑥自家用電気工作物保安管理業務	保安管理方針	<ul style="list-style-type: none"> 保安管理の実施体制や電気事故等発生時の対応に関する基本方針が示された提案となっているか。 	5
		保安管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 保安規程に基づく月次、年次点検計画について、具体的に示された提案となっているか。 	5
	⑦引継ぎ業務	設備・業務引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 事業終了時の性能評価方法について、具体的に示された提案となっているか。 事業終了時の市や次期事業者へのマニュアル、ノウハウ等の引継ぎ方法について、具体的に示された提案となっているか。 	10
計				350

2) 採点の基準

加点項目ごとの評価ポイントに基づいて提案内容を審査し、以下に示す判断基準及び得点化方法により、加点評価点を算出した。検討委員会での合議により評価を行い、審査項目の配点ごとに得点化した点数を合計して加点項目を算出した。算出した加点項目の点数合計を 600 点満点に換算し、小数点第 3 位を四捨五入した。

評価	評価基準	得点化方法
A	要求水準を超える極めて優れた提案が複数ある	配点×1.00
B	要求水準を超える極めて優れた提案がある または、要求水準を超える優れた提案が複数ある	配点×0.75
C	要求水準を超える優れた提案がある または、要求水準を超えるやや優れた提案が複数ある	配点×0.50
D	要求水準を満たすが、C 評価に至る提案がない	配点×0.25

2.4.2 入札価格の得点化

入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を算出した。加点項目審査に進んだ全入札参加者のうち、最低入札価格は価格点の満点である 400 点を付与した。その他の入札参加者の価格点は、最低入札価格と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出した。算出した得点の小数点第 3 位を四捨五入した。

$$\text{価格点} = 400 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$$

2.4.3 総合評価

総合評価点は次の算定式によって算出した。

$$\begin{array}{rcl} \text{総合評価点} & = & \text{加点評価点} + \text{価格点} \\ (1,000 \text{ 点満点}) & & (600 \text{ 点満点}) + (400 \text{ 点満点}) \end{array}$$

検討委員会は、算定した加点評価点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い者を最優秀提案者として選定した。

3 審査の経緯及び検討委員会の開催

3.1 審査の経緯

時期	内容
令和7年3月31日	入札公告、入札説明書等の公表
令和7年3月31日 から5月28日	入札説明書等に関する質問の受付
令和7年5月7日 から5月23日	資料閲覧及び現場見学会の開催
令和7年6月20日	入札説明書等に関する質問及び意見等の回答公表
令和7年7月7日 から7月11日	入札参加表明書等の受付
令和7年7月28日	入札参加資格審査結果の通知
令和7年8月25日 から8月29日	入札及び提案審査書類の受付
令和7年8月29日	開札
令和7年11月27日	提案審査書類のヒアリング
令和7年12月中旬	落札者の決定・公表

3.2 堺市PFI事業検討委員会の開催

開催日	主な審議内容
第1回検討委員会 令和6年9月26日（木）	(1)（仮称）水運用管理システム更新事業の目的・ねらい (2)実施方針について (3)要求水準書（案）について
第2回検討委員会 令和7年2月21日（金）	(1)特定事業の選定について
第3回検討委員会 令和7年2月28日（金）	(1)入札説明書について (2)落札者決定基準について (3)基本協定書（案）について (4)事業契約書（案）について
第4回検討委員会 令和7年10月2日（木）	(1)提案書の仮評価について (2)ヒアリングにおける参加者への確認事項について
第5回検討委員会 令和7年11月27日（木）	(1)参加者へのヒアリング実施 (2)加点評価点の決定 (3)総合評価点・最優秀提案者の選定

※第5回検討委員会は、各分野の委員全員の出席による客観的な意見交換と、合議による評価を前提としております。このため、事業契約締結時期の変更が生じることについても全応募者と合意のうえ、開催日を10月9日から11月27日に変更し、審査を実施いたしました。

4 審査結果

4.1 入札参加資格審査

令和7年3月31日付けで入札公告した本事業において、入札参加表明書等を提出した応募者は3者であった。市は、入札参加者が備えるべき入札参加資格要件を満たしているかどうかの審査を行い、全ての応募者が当該要件を満足することを確認した。

また、市は令和7年7月24日付で入札参加資格確認の結果を応募者に通知した。なお、応募者には、それぞれ受付番号（31、66、70）を合わせて通知し、企業名等を伏せてその後の審査を行った。

4.2 提案審査

4.2.1 入札及び提案審査書類

令和7年8月25日から8月29日の間に、入札及び提案審査書類を提出した応募者は3者であった。市は、提出された入札及び提案審査書類について不備はない事を確認した。

4.2.2 入札価格

令和7年8月29日に開札を行い、市は、各応募者からの入札書に記載された入札価格が提案上限金額を超えていないことを確認した。

4.2.3 基礎審査

市は、各応募者が提出した要求水準チェックリスト（様式9-1）の確認を行い、各応募者とも要求水準を満たしていない提案はないことを確認した。

4.2.4 加点項目審査

加点項目審査の結果は次のとおりである。

審査項目			配点	31	66	70
加点評価点			350	216.25	236.25	206.25
事業計画			50	35.00	32.50	31.25
事業計画	①基本方針	事業の基本的な思想	5	2.50	3.75	3.75
	②実施体制	役割分担	10	7.50	2.50	7.50
	③リスク管理	リスク管理計画	5	2.50	3.75	2.50
	④地域経済	地元貢献	10	7.50	7.50	5.00
	⑤モニタリング	モニタリング体制	10	7.50	7.50	5.00
	⑥技術承継	技術継承やノウハウ共有	10	7.50	7.50	7.50
設計業務			120	70.00	85.00	72.50
設計業務	①設備設計の基本方針	設計計画、設計体制	10	5.00	5.00	5.00
		信頼性、耐久性、安全性の確保	10	7.50	7.50	5.00
		拡張性、汎用性等の確保	10	7.50	7.50	5.00
		新技術の導入	10	5.00	7.50	5.00
	②水運用管理システム	監視制御設備	30	22.50	22.50	22.50
			30	15.00	22.50	22.50
		設備台帳システム	10	2.50	5.00	2.50
	③その他設備	設備全般	10	5.00	7.50	5.00
建設業務			50	30.00	35.00	25.00
建設業務	①工事全般	施工計画、施工体制	10	5.00	5.00	5.00
		切替計画	20	15.00	15.00	10.00
		各種調整	10	5.00	7.50	5.00
		環境対策	10	5.00	7.50	5.00
維持管理業務			130	81.25	83.75	77.50
維持管理業務	①維持管理業務全般	維持管理業務体制	15	11.25	7.50	7.50
		維持管理方針	5	2.50	2.50	2.50
	②運転管理業務	運転管理体制	25	18.75	18.75	18.75
		運転管理計画	10	7.50	7.50	7.50
	③巡視点検業務	巡視点検体制	10	7.50	7.50	7.50
		巡視点検計画	5	2.50	2.50	2.50
	④保守点検業務 (更新・新設対象設備)	保守点検方針	25	12.50	18.75	12.50
	⑤保守点検業務 (更新・新設対象外設備)	保守点検方針	10	5.00	5.00	5.00
		保守点検計画	5	2.50	3.75	2.50
	⑥自家用電気工作物 保安管理業務	保安管理方針	5	2.50	2.50	2.50
		保安管理計画	5	3.75	2.50	1.25
	⑦引継ぎ業務	設備・業務引継ぎ	10	5.00	5.00	7.50

加点評価点を 600 点満点に換算（小数点第 3 位を四捨五入）した結果は次のとおりである。

項目	31	66	70
加点評価点 (350満点)	216.25	236.25	206.25
加点評価点 (600点換算)	370.71	405.00	353.57

4.2.5 價格点

各入札参加者の入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を算定（小数点第3位を四捨五入）した。算定結果は次のとおりである。

$$\text{価格点} = 400 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$$

項目	31	66	70
当該入札価格(税抜) (単位:円)	7,800,000,000	9,454,000,000	10,200,000,000
価格点	400.00	330.02	305.88

4.2.6 総合評価点

総合評価点は、次のとおりである。

項目	31	66	70
加点評価点	370.71	405.00	353.57
価格点	400.00	330.02	305.88
総合評価点	770.71	735.02	659.45

4.3 最優秀提案者の選定

4.3.1 最優秀提案者

【受付番号 31】

4.3.2 選定委員会の講評

■受付番号 31

- ・実施体制について、代表企業及び構成企業の財務健全性、代表企業、構成企業の水道事業に関する豊富な実績や、構成がシンプルな点など、優れた提案が複数ある。
- ・地域経済について、経済的な波及効果の見込みなど、優れた提案が複数ある。
- ・モニタリングについて、第三者視点でのモニタリングやモニタリング結果のフィードバックなど、優れた提案が複数ある。
- ・技術継承について、研修機会の提供など、優れた提案が複数ある。
- ・設備設計の基本方針（信頼性、耐久性、安全性の確保）について、各配水場の監視機能の冗長化などの優れた提案が複数ある。
- ・設備設計の基本方針（拡張性、汎用性等の確保）について、要求水準の処理点数の約2倍の処理が可能な監視制御設備の導入など、優れた提案が複数ある。
- ・水運用管理システム（監視制御設備）について、容易にカスタマイズ可能なクラウド監視など、優れた提案が複数ある。
- ・工事全般（切替計画）について、ポンプ更新における切替回数の削減や自家発電設備更新時の仮設発電機設置など、優れた提案が複数ある。
- ・維持管理業務全般（維持管理業務体制）について、分担や緊急時体制、責任範囲、市との連絡体制などが明確であるなど、優れた提案が複数ある。
- ・運転管理体制について、運転責任者の資格を有する代務要員を複数確保するなど、複数の優れた提案がある。
- ・運転管理計画について、AIを用いた異常兆候を検知する機能を用いるなど、複数の優れた提案がある。
- ・巡回点検体制について、巡回責任者は要求水準以上の資格及び実績を保持する要員を配置するなど、複数の優れた提案がある。
- ・自家用電気工作物保安管理業務（保安管理計画）について、自家発設備の点検頻度の強化など、優れた提案が複数ある。

■受付番号 66

- ・基本方針について、事業目的や手段の具体性など、優れた提案が複数ある。
- ・リスク管理について、災害発生時の地元事業者による復旧支援など、優れた提案が複数ある。
- ・地域経済について、経済的な波及効果の見込みなど、優れた提案が複数ある。
- ・モニタリングについて、リアルタイムモニタリングやモニタリング結果をフィードバックするなど、優れた提案が複数ある。
- ・技術継承について、ICT技術を用いたマニュアル閲覧環境の整備など、優れた提案が複数ある。

- ・設備設計の基本方針（信頼性、耐久性、安全性の確保）について、極めて高い稼働実績がある制御装置の導入など、優れた提案が複数ある。
- ・設備設計の基本方針（拡張性、汎用性等の確保）について、今回整備するシステムは拡張等の互換性（上位互換）があり、世代を超えて連携ができる継承性を有するなど、優れた提案が複数ある。
- ・設備設計の基本方針（新技術の導入）について、AIを活用した配水計画立案など、優れた提案が複数ある。
- ・水運用管理システム（監視制御設備）について、完全二重化構成や、将来の水道標準プラットフォームに対応する際のシステム改修費を最小化など、優れた提案が複数ある。
- ・その他設備について、電子制御（燃料噴射システム）を採用した自家発電設備やポンプへの振動センサの設置など、優れた提案が複数ある。
- ・工事全般（切替計画）について、水質モニター及び圧力モニターの切替時期を新水運用管理システムの切替時期に整合させるなど、優れた提案が複数ある。
- ・工事全般（各種調整）について、設計・建設期間における具体的に示されたスケジュールに関して極めて優れた提案がある。
- ・工事全般（環境対策）について、騒音についての環境対策に対する意識など、優れた提案が複数ある。
- ・運転管理体制について、業務責任者が不在時の体制や緊急時の指示系統が明確であるなど、複数の優れた提案がある。
- ・運転管理計画について、AIを用いた配水計画立案による水運用管理など、複数の優れた提案がある。
- ・巡回点検体制について、全日の巡回責任者配置による市との連絡体制の確保や、機器操作訓練の実施など、複数の優れた提案がある。
- ・保守点検業務（更新・新設対象設備）について、対象設備ごとに市内バックアップ体制の確保や故障等が発生した場合の迅速対応など、優れた提案が複数ある。
- ・保守点検業務（更新・新設対象外設備）（保守点検計画）について、設備台帳システムやデータベースとの関連性があり、水運用管理システムとの連携が具体的であるなど、優れた提案が複数ある。

■受付番号 70

- ・基本方針について、効率化と安全性の確保など、相反する内容の市政課題の理解など、優れた提案が複数ある。
- ・実施体制について、代表企業及び構成企業の財務健全性、各責任者に加えた副責任者の配置など、優れた提案が複数ある。
- ・技術継承について、生成AIの活用など、優れた提案が複数ある。
- ・水運用管理システム（監視制御設備）について、移設を容易とする監視装置の設置、主要機器の二重化など、優れた提案が複数ある。
- ・運転管理体制について、運転管理を行う者全員が運転責任者の資格要件を満たしている点など、複数の優れた提案がある。
- ・運転管理計画について、業務支援AIによる故障対応や、リモート保守サービスによる迅速な初期対応など、複数の優れた提案がある。

- ・巡視点検体制について、本事業の対象となる施設の知見を有する者を責任者として配置するなど、複数の優れた提案がある。
- ・引継ぎ業務について、研修機会の提供など、優れた提案が複数ある。

4.4 総評

本事業への入札参加は3者であり、3者とも提案内容は、本事業で求める要求水準を満たし、それぞれの項目において創意工夫が見られ、優れた提案であった。3者の意欲、真摯な提案姿勢に対して、敬意と謝意を払うものである。

検討委員会は、落札者決定基準に基づき、厳正かつ公正に審査を行い、その結果、総合的にみて受付番号31の者を最優秀提案者に選定した。

本事業では、契約履行にとどまらず、事業推進を通じて継続的な対話と改善を重視し、公民双方が協働と信頼関係を深め、地域にとって価値ある水道サービスへと発展するよう連携を図ることを期待している。さらに、PFI事業による提案内容の実現と財政効果の創出とともに、十分なサービス水準を確保しながら事業推進を図ることを検討委員会として強く要望する。